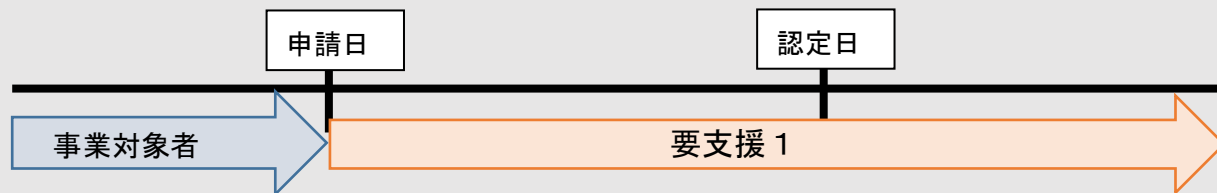


茨木市の総合事業について

■事業対象者の有効期間：事業対象者の有効期間を1年間に変更します（令和6年4月から）

※「事業対象者」が、要介護認定の申請を行い、認定結果が「要支援」、または「要介護」となった場合は、申請日から「事業対象者」を無効とします。また、要介護認定の申請をしたものの、認定結果が「非該当」と判定された場合は、認定日から「事業対象者」を無効とします。

例1) 「事業対象者」が要介護認定の申請を行い「要支援1」の認定を受けた場合



例2) 「事業対象者」が要介護認定の申請を行い「非該当」と判定された場合

